
第3期

徳島市子ども・子育て支援事業計画(素案)

【概要版】

令和6年12月作成
徳島市子ども政策課

「子ども・子育て支援事業計画」について

市町村子ども・子育て支援事業計画とは

市町村が「子ども・子育て支援法」に基づいて、国が示す基本指針に即して作成する計画です。

計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と、それに対応する「提供体制の確保の内容」、「実施時期」について定めます。

徳島市の策定状況は

徳島市では、これまでに「5年を1期」とする2つの計画を策定してきました。

平成27年度 ～ 令和元年度	徳島市子ども・子育て 支援事業計画
令和2年度 ～ 令和6年度	第2期 徳島市子ども・子育て 支援事業計画



第2期計画が終了することに伴い、

令和7年度からの
第3期計画を策定します。

徳島市の子どもや子育てを取り巻く状況

人口は減少、世帯数は増加の見込み

- 総人口は令和6年の24.5万人から令和12年には約23.5万人に減少していきます。
- 児童数も減少していきます。
- 核家族・単独世帯が増えていることにより、世帯数は増加傾向にあります。

「自然減」が人口減少の大きな要因

- 「死亡」が「出生」を上回る「自然減」が続いています。(平成17年から)
- 加えて、「社会減」(市から出る人が多い)が続いているます。(平成30年から)
- 県内の婚姻、離婚件数はともに減少しています。

女性の労働力率は全国と同水準

- 女性の労働力率※は国や県と同様の水準にあります。
- 育児休業取得率は、男性・女性とも全国を下回っています。

※15歳以上65歳未満の生産年齢人口に対して、労働力人口がどのくらいの割合になるかを指します。

利用者総数は減少傾向

- 平成29年度をピークに認定こども園・保育所・幼稚園等の利用者総数は減少傾向にあります。
- 近年は私立認定こども園・認可保育園等の利用率が増えています。
- 令和4年度から「待機児童0人」を継続中です。

徳島市の子どもや子育てを取り巻く課題

この計画では、徳島市の子どもや子育てを取り巻く状況を踏まえ、次の5つを課題として設定しています。

【主要課題 1】 子ども本位の教育・保育事業の提供

- ① すべての子どもに対する質の高い教育・保育事業の提供
- ② 教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成
- ③ 幼児期における同年齢や異年齢の子どもと主体的に関わる機会の確保
- ④ 発達障害を含む特別支援の充実

【主要課題 2】 多様化する保育ニーズへの対応

- ① 保育の必要性の認定要件の緩和等への対応
- ② 乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応
- ③ すべての子育て家庭に対する、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援(こども誰でも通園制度)

徳島市の子どもや子育てを取り巻く課題

【主要課題 3】 持続可能なサービス供給体制の確保

- ① 将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備
- ② 教育・保育提供区域ごとのサービス確保

【主要課題 4】 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援

- ① 働く保護者が子どもと向き合える環境づくり
- ② 育児疲れなどに起因する児童虐待の防止
- ③ 子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供
- ④ 小学校への円滑な接続
- ⑤ 幼児教育・保育の無償化、児童手当制度の拡充

【主要課題 5】 子どもの貧困対策の推進

- ① ひとり親世帯への支援の推進
- ② 子どもの居場所づくり
- ③ 教育の支援

第3期計画の全体像

策定のポイント（第2期計画からの主な変更点）

- ① 原則として第2期計画の趣旨、方向性を継承しています。
- ② 子どもの貧困対策推進計画に相当する部分を追記しています。
- ③ 教育・保育事業の量の確保方策について、令和4年度以降は待機児童が発生していないことから「施設整備による教育・保育の量の確保」等の記述を削除しています。

計画期間

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、
令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第3期計画の全体像

徳島市が目指す子ども・子育て支援

「一人ひとりの子どもが、かけがえのない、個性ある存在として認められ、自己肯定感を感じながら成長していくことができる」環境を整えます。

徳島市では目指す姿の実現に向けて、3つの理念に基づく取組みを進めます。

基本理念1

質の高い 教育・保育の提供



保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。

基本理念2

地域の子ども・ 子育て支援の充実



妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

基本理念3

子どもの権利利益を保ち、 孤立させることのない 社会の実現



子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体の課題として解決するという意識のもと保護者の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの教育・生活・保護者の就労など子どものことを第一に考えた支援環境を整えます。

第3期計画の全体像

この計画では、「基本理念」を実現するため、「施策の柱」として具体的な取組を次の5グループに分けて掲載しています。

基本理念1

質の高い
教育・保育の提供

基本理念2

地域の子ども・
子育て支援の充実

基本理念3

子どもの権利利益を保ち、
孤立させることのない
社会の実現

施策の柱1

総合的な子ども・子育て支援の推進

施策の柱2

質の高い教育・保育の提供・拡充

施策の柱3

身近な地域における
子ども・子育て支援の充実

施策の柱4

子どもや子育てに
やさしい環境づくりの推進

施策の柱5

子ども自らが将来を選択できる
支援の充実
(徳島市子どもの貧困対策推進計画)

第3期計画の全体像

「量の見込み」及び「確保量」について



教育・保育提供区域＝中学校区ブロック(6区域)

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況などを踏まえて、事業量の需給調整を行う「教育・保育提供区域」を設定しなければならないとされています。

子ども・子育て支援法に基づく各事業の「量の見込み」及び「確保量」(確保の内容)は、
令和5年度に実施したニーズ調査及び人口推計をもとに、国の策定マニュアルに示された算出手法を用いて設定しています。 詳しい内容は、計画書冊子をご覧ください。



徳島市が子どもを生み、育てたいまちになるよう、
みんなで子ども・子育て支援の取組みを進めましょう!!